

コーポレートガバナンスコードへの監査役の対応

コーポレートガバナンスコードで記述されている全 73 原則のうち、監査役の「あるべき姿」を明示した原則は、1-5(買収防衛策)、1-6(資本政策)、3-2(外部会計監査人)、4-4(監査役および監査役会の役割・責務)、4-5(取締役・監査役の受託責任)、4-11(取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)、4-13(情報入手と支援体制)、4-14(取締役・監査役のトレーニング)等、計 28 原則。(詳細は参考資料 5 参照)

このうち、各企業のコーポレートガバナンス報告書等による開示対象に指定されている原則は、4-11 と 4-14 だけである。

このため、多くの企業のコーポレートガバナンス報告書において、監査役の「あるべき姿」を明示した原則にどう対応しているかについての記載は限定的だが、開示指定の有無にかかわらず、全原則に対する取り組みを開示している企業もある。

そこで、今回は監査役の取り組みについて開示している企業 3 社(E社、G社、O社)の取組内容を比較した結果を以下のとおり紹介します。

(各社の開示内容は参考資料 6 を参照)

～原則 4-4～(監査役および監査役会の役割・責務)

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。

また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭くとらえることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。



3 社とも「独立した客観的な立場での監査」を行っていること、「取締役会等での積極的かつ適切な意見表明」「能動的・積極的な監査権限の行使」を行っていることを記載。

ただし、どこまで守備範囲を上げたか、また、どのように能動的かつ積極的に権限を行使したか、についての記載はない。

～原則 4-11～(取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)

(前略)また、監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者が 1 名以上選任されるべきである。

(後略)



3 社とも、監査役に「財務・会計に関する適切な知見を有している者」を選任していることを表明。その内 1 社は監査役が弁護士、公認会計士、行政や企業経営経験者であることを紹介。

～原則 4-13～(情報入手と支援体制)

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報を入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。

また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。

取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうか確認すべきである。

～補充原則～

4-13① 社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果断な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。

4-13② 取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。

4-13③ 上場会社は、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。

また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである



各社とも監査役への円滑な情報提供を支援する体制、例えば監査役補助者の選任や事務局を設置していることを紹介している。また、2社は外部の専門家の助言を得る体制を整備していることを表明。

以上、監査役のあるべき姿についての原則への取り組みは、開示企業においても「原則通り実施している」との記載に留まっており、監査役の新たな取組内容について具体的に記載している企業は抽出できなかった。

特に原則 4-4 で要求されている「能動的・積極的な権限行使」については、各企業で検討中もしくは模索中ではないかとも推測される。

監査役の「守備範囲」を広くとらえようとする考え方は、監査役への期待が高まっているためと思われるが、一方で監査役の責任が重くなっていくことでもあり、そもそも能動的・積極的に権限を行使することについて、その具体的行動のイメージが示されていないため、今後議論や検討が深まっていくことが期待される。

以上